

秦野市耐震改修促進計画改定案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和4年1月29日（土）から同年2月28日（月）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月1日号及び市ホームページ

3 構想案の公表方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 建築指導課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
第1章 計画の目的等	5	1			1	3
第2章 秦野市において想定される地震の規模・被害の状況						
第3章 建築物の耐震化の現状及び目標	5		1	1		3
第4章 建築物の耐震化を促進するための施策	11	3		5		3
第5章 計画の推進に向けて						
その他全般	1			1		
計	22	4	1	7	1	9

※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等を構想に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に構想に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：構想に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

秦野市耐震改修促進計画 改定案に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
1	第1章	新耐震基準とは。	E	昭和53年に発生したマグニチュード7.4の宮城沖地震等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行され、この基準を「新耐震基準」、改正前の基準を「旧耐震基準」と呼んでいます。新耐震基準では、大規模地震（震度6強から7に達する程度）に対して、倒壊又は崩壊する危険性が低いとされています。
2	第1章	橋梁長寿命化計画も関連性がある計画のように思います。	E	本計画は「建築物」の耐震化を促進するための計画であり、「道路構造物」である橋りょうの健全度を維持し道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とした「秦野市橋りょう長寿命化修繕計画」は直接関連する計画ではありません。 なお、道路構造物については、道路管理者において、維持管理や耐震性の向上を図っています。
3	第1章	対象建築物として公共建築物に、道路や橋梁やトンネルなどの「道路構造物」も含むべきだと思います。	D	本計画は「建築物」の耐震化を促進するための計画であり、「道路構造物」は建築物ではありません。 なお、道路、橋りょう及びトンネル等の「道路構造物」については、道路管理者において、維持管理や耐震性の向上を図っています。
4	第1章	耐震診断が義務化された建築物はあるか。	E	店舗等の不特定かつ多数の方が利用する建築物等で大規模なものは、耐震診断が義務化されており、過去には本市にも存在していましたが、解消されたため、現在は、本市内に耐震診断が義務化されている建築物はありません。

秦野市耐震改修促進計画 改定案に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
5	第1章	緊急輸送道路の路線名に、新東名高速道路についても、すでに路線図や構造体もわかっていると思いますので、併記するべきだと思います。	A	本計画の計画年度中に全線が開通予定の第二東海自動車道（新東名高速道路）が、県指定の緊急輸送道路となった場合には、地震発生時に通行を確保すべき道路（耐震診断努力路線）として位置付ける旨、記載しました。
6	第3章	民間住宅の耐震化率はどのように算出しているか。	E	固定資産税データを基に、各年における解体件数や新築件数等を踏まえて算出しています。
7	第3章	今後の民間住宅の耐震化率はどのようか。	E	年間200件程度の住宅が建替えされ、令和12年度の耐震化率は自然増減により92～93%程度と推定されます。 95%の目標達成に向けて、本計画に基づく施策（耐震化に関する周知・啓発、補助事業等）に取り組みます。
8	第3章	民間住宅の耐震化について、建替えることにより耐震化率が上昇するのは事実だが、古き良きものを大切に使うことも大事だと思う。	C	建物を耐震化させる方法として、耐震性の不足している住宅を、建替える方法と耐震改修する方法があります。そのいずれの方法を選択するかは、所有者が判断することになります。 本市では、木造建築物耐震改修工事等補助事業により、耐震性の不足している住宅を耐震改修する市民に対して補助しています。本補助事業を通じて、既存住宅を活かして耐震性を確保することができることを周知しているところです。

秦野市耐震改修促進計画 改定案に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
9	第3章	民間住宅の耐震化率について、令和12年度までに95%を達成するのは困難では。	E	年間200件程度の住宅が建替えされ、令和12年度の耐震化率は自然増減により92～93%程度と推定されますが、本計画に基づく施策（耐震化に関する周知・啓発、補助事業等）により、耐震化率を向上させていきたいと考えています。
10	第3章	建築物の耐震化の現状及び目標に、そもそも対象数はいくつなのか併記するべきだと思います。	B	対象数は第3章の「3 建築区分ごとの目標設定」においてその詳細を記載していますので、表3-2（耐震化の目標）には割合のみを記載しています。
11	第4章	耐震化を促進したい住宅の所有者は高齢の方が多く感じている。対面で丁寧に説明し、耐震化に関する意識を向上させることが効果的では。	C	現在は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、個別訪問し対面でご説明することを控えています。今後の新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、高齢の方に限らず、丁寧に説明するように努めます。
12	第4章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及について、広報活動としてSNSを活用することも併記するべきだと思います。	A	広報活動の一つとして「SNS」を活用することを記載します。
13	第4章	各補助制度の利用実績なども示すべきだと思います。	A	各補助制度の利用実績についても記載します。

秦野市耐震改修促進計画 改定案に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
14	第4章	ブロック塀の耐震化促進の施策拡充とは。	E	本市では、ブロック塀の除却に対する補助制度を実施しているところですが、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「神奈川県耐震改修促進計画（案）」にブロック塀の実態把握や対策の強化について明記されていることから、庁内で連携し通学路のブロック塀等の耐震化を促進するための施策の拡充を検討します。
15	第4章	危険性を察知しているブロック塀等について、改善できるように努力して欲しい。	C	庁内で連携し、通学路のブロック塀等の耐震化を促進していきます。
16	第4章	耐震化されていない建物やブロック塀等の周知について、個人情報の観点から困難な面もあると思うが、近隣住民等に知らせたほうがよいのでは。	C	特定の建物やブロック塀等について、耐震化されていないことを第三者に周知することは、個人情報の観点から困難です。 地震発生時に建物等の倒壊により第三者に被害が生じることがないように、その建物等の所有者に対して、自らの財産は自らが守り維持管理する必要があるということを実感してもらえようように啓発します。
17	第4章	建築物やブロック塀の他に、土留めや地盤の安全性を確保することも必要だと思うが、いかがか。	A	土留めや地盤の安全性を確保することは地震発生時の被害の低減につながります。 地震発生時に土留め等の損傷により第三者に被害が生じることがないように、その土留め等の所有者に対して、自らの財産は自らが守り維持管理する必要があるということを実感してもらえようように啓発します。

秦野市耐震改修促進計画 改定案に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
18	第4章	家具の転倒防止対策について、わかりやすく周知して欲しい。	C	適切に周知できるように努めます。
19	第4章	住宅そのものの耐震化とあわせて、家具の転倒対策や付帯的なものについても、啓発して欲しい。	C	適切に啓発できるように努めます。
20	第4章	袖看板、懸垂物及び外装材等の落下対策に対する取組はどのようなか。	E	袖看板、懸垂物及び外装材等の安全性を確保することは、地震発生時の落下による被害の低減につながります。 地震発生時に懸垂物等の落下により第三者に被害が生じることがないように、その懸垂物等の所有者に対して、自らの財産は自らが守り維持管理する必要があるということを目覚めさせるように啓発します。
21	第4章	自治会への支援策について、耐震化及び老朽化に対処する補助制度の利用の旨について記載されていますが、公共施設の保全や再配置に関わることで、関連計画などとの整合性は図られているのでしょうか。	E	本計画では、自治会が管理する各自治会館は公共施設として扱っていません。 また、自治会館の耐震化を促進することについて、関連計画との不整合は生じていないものと考えています。
22	その他 全般	地震はいつ起こるか分からない。本計画は命を守ることにつながる。そういう認識で建築物やブロック塀の耐震化を促進して欲しい。	C	御意見のとおり、地震はいつ起こるか分かりません。建築物を耐震化することは、命を守ることにつながります。 より効果的に耐震化を促進できるように努めます。

※ このほかに、「字句の訂正や文言の整理等」に対する御意見・提案等については、適宜、参考とさせていただきます。